

消費者教育に関する文部科学省と消費者庁の関連事業等について、各地方公共団体及び各教育機関において御活用いただける事業等をお知らせするものです。各関係機関へ積極的に周知いただくようお願いいたします。

事務連絡
令和6年5月13日

各都道府県・指定都市消費者行政担当課
各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管部課
各国公私立大学担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課 御中
各公私立高等専門学校担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
消費者庁消費者教育推進課

消費者教育に関する文部科学省と消費者庁の関連事業等について（周知）

平素より、消費者教育の推進に御理解・御協力をいただき誠にありがとうございます。

令和4（2022）年4月に成年年齢引下げが施行され、若年者に対する消費者被害・トラブルの未然防止及びそのための更なる消費者教育の充実が重要となっているところです。

文部科学省と消費者庁では、若年者に対する消費者教育や、地域における消費者教育の推進において様々な事業・取組を行っております。これらの事業等について積極的に御活用いただけるよう、下記のとおりお知らせいたします。

つきましては、事業者、消費者団体等の地域の多様な主体間の連携・協働による消費者教育が一層推進されるよう、管内の各関係機関に対してこれらの情報を御案内くださいますようお願いいたします。

記

1. **持続可能な地域社会の実現に向けた消費者教育及び環境教育推進事業の公募開始について**
文部科学省で実施している、各地域における消費者教育等の取組の支援や普及啓発等の事業について、今年度の公募開始をお知らせするものです。
詳細は別添 1 を御参照ください。
2. **「消費者教育アドバイザー」派遣事業及び消費者教育コーディネーターの窓口について**
文部科学省で実施している、全国の消費者教育の先駆的实践者を派遣する事業と、消費者庁で育成、配置を促進している、消費者教育を担う多様な関係者をつなぎ、地域の特性に応じた消費者教育を実現する消費者教育コーディネーターについて、改めてお知らせするものです。
詳細は別添 2 を御参照ください。
3. **消費者庁作成教材を活用した私立高等学校、特別支援学校等向けの出前講座事業の実施について**
消費者庁では、生徒用教材「社会への扉」や、VR 動画等を活用した体験型教材「鍛えよう、消費者力 気づく・断る・相談する」等を活用した、実践的な消費者教育の出前講座事業を実施しています。
詳細は別添 3 を御参照ください。
4. **VR 動画等を活用した体験型教材「鍛えよう、消費者力 気づく・断る・相談する」の周知について**
消費者庁では、消費者トラブルに遭わないためのポイントを VR 動画や漫画で学べる体験型新教材を作成しました。VR ゴーグル等がない場合でも通常動画で視聴でき、臨場感のある動画で疑似体験しながら学ぶ動画教材です。
詳細は別添 4 を御参照ください。

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
消費者教育推進係 TEL : 03-5253-4111 (内線2260)